

令和8年度 湯梨浜町会計年度任用職員募集要領（総合） 随時募集

（令和8年4月1日採用予定）

1. 受付期間及び申込方法

（1）受付期間 随時 ※それぞれの職種の定員に達し次第、募集を終了します。

予めご了承ください。

（2）申込方法 原則 インターネットによる申込

※町ホームページ 職員採用情報等ページ内リンク（パブリックコネクト）から画面の指示に従って申し込みを行ってください。申込には、会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。

※インターネットによる申込が困難な場合は「湯梨浜町会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入し、総務課人事給与係へ郵送又は持参により提出してください。

2. 募集職種等

①運動指導員 ②こども園調理員 ③こども園調理補助員 ④児童（生徒）支援員

※採用予定者数、応募条件、勤務場所、勤務時間、報酬等は、『【別紙】湯梨浜町会計年度任用職員募集職種表』を参照してください。

3. 受験資格

（1）年齢、性別は問いません。

（2）地方公務員法第16条各号に該当する人は受験することができません。

- ・成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・拘禁刑以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

（3）日本国籍を有しない人については、活動の制限のない在留の資格を取得している人又は令和8年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4. 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※従事する業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度に再度任用されることがあります。ただし、採用日から3年を経過する年度末までが再度任用の限度となります。（令和8年4月1日採用の場合、最長で令和11年3月31日まで。その後も業務が継続される場合は、再度採用試験を実施します。）

5. 試験の内容、日時、場所

【内容】面接による口述試験

※応募者に対し面接試験を実施し、得点の高い順に合格者を決定します。なお、面接試験には一定の基準があり、この基準に到達しない場合は、合格者なしとなる場合があります。

【日時】随時 ※申込者と協議のうえ決定します。

【場所】湯梨浜町役場 会議室（湯梨浜町大字久留 19 番地 1）

【試験結果及び採用】

選考の結果は、面接後 10 日以内に受験者全員に通知します。合格者は令和 8 年 4 月 1 日付で湯梨浜町会計年度任用職員として採用となります。また、地方公務員法の規定により、採用はすべて条件付とし、採用後 1 箇月の勤務成績が良好であった場合、湯梨浜町会計年度任用職員に正式採用となります。

6. 手当・休日等

諸手当	<p>【通勤手当】通勤距離片道 2 キロ以上の場合に支給します。</p> <p>【期末手当】基礎額（給料月額）の 2.525 月分（6 月期・12 月期各 1.2625 月分）</p> <p>【勤勉手当】基礎額（給料月額）の 2.125 月分（6 月期・12 月期各 1.0625 月分）</p> <p>※期末手当、勤勉手当は在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>【時間外勤務手当】</p>
休日	<p>原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）</p> <p>※配属先によって、休日の設定が異なる場合があります。</p>
休暇	<p>【年次有給休暇】</p> <p>初年度は 12 日付与。経験年数に応じて付与日数は変わります（最大 20 日）。</p> <p>※残日数がある場合は 20 日を限度に翌年に繰越</p> <p>【特別休暇】</p> <p>夏季休暇、病気、結婚、不妊治療、妊婦健診、産前産後、出産、育児参加、子の看護、介護、忌引き その他特別休暇</p>
福利厚生	<p>健康保険、年金、雇用保険</p> <p>公務災害補償または労災保険</p> <p>※退職手当（運動指導員のみ対象。6 ヶ月以上勤務した場合に支給。）</p>

※上記は、週 5 日、週 35 時間～フルタイム勤務について掲載しています。年間の勤務日数によって取扱が異なるものがあります。

※上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までには制度改正があった場合はそれによります。

7. その他

(1) 次の職種の受験にあたっては、資格証等の写しをご提出ください。

※試験当日に受付に提出または事前送付

①運動指導員（資格がある場合） ②こども園調理員

④児童（生徒）支援員（教員免許を有する場合）

(2) この試験により収集した個人情報は、採用手続き以外には使用しません。

(3) 申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。

(4) 申込内容に虚偽等があった場合、受験が無効となる場合があります。

8. 問い合わせ先

湯梨浜町役場総務課人事給与係

〒682-0723 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19-1

電話 0858-35-3112